

販売代理店様を対象とした 届出制度について

株式会社 アイエフネット

- (1) 販売代理店様への届出制度の導入
- (2) 届出が必要な電気通信役務
- (3) 届出期限
- (4) 届出内容（新規・変更・廃止）
- (5) 総務省への定期的な報告

2019年5月「電気通信事業法」が改正。

電気通信事業における利用者利益の保護を図るため、
利用者へ最も身近な窓口である

販売代理店様を対象とした届出制度が導入

されることになりました。

(2) 届出が必要な電気通信役務

電気通信役務名称	内容
分散型のISPサービス (FTTH及びCATVインターネット向け)	光回線・CATV向けISPサービス
分散型のISPサービス (DSL向け)	ADSL向けISPサービス
IP電話サービス	050IP電話及び0AB ~ J IP電話

※ 「●●光」のような具体的なサービス名称ではなく、表中の「電気通信役務名称」による届出が必要

(3) 届出期限

改正法の施行日	2019年10月1日
届出期限	2019年12月末日 (改正法の施行日より3ヶ月以内)
改正法の施行日以降に業務を行おうとする場合	業務を行う前に届出をすることが必要

(4) 届出内容 (新規)

■ 新規届出 : 業務を新たに行おうとする場合の届出

媒介等の業務届出書 令和〇〇年〇〇月〇〇日

総務大臣 殿

① 郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇
(ふりがな)

② 住所 東京都千代田区霞が関〇〇
(ふりがな)

③ 氏名 株式会社〇〇 代表取締役 総務 太郎 印

④ 法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

⑤ 担当部署名 〇〇課

⑥ 電話番号及び電子メールアドレス
〇3-〇〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇@〇〇.jp

電気通信事業法第73条の2第1項の規定により、媒介等の業務を行うので、次のとおり届け出ます。

1 媒介等の業務に係る電気通信役務 ⑥	2 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者			3 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者			4 委託に係る再委託の有無 ⑨	5 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別 ⑩			
	氏名又は名称 ⑦	住所	法人番号	氏名又は名称 ⑧	住所	法人番号		店舗販売	訪問販売等	電話勧誘販売	通信販売等
FTTインターネットサービス	株式会社△△	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 0000000	株式会社××	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 0000000	○	○	○		
FTTインターネットサービス	株式会社☆☆	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000	会社××	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 0000000	○	○	○		
MNOの携帯電話端末サービス	株式会社	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 0000000	株式会社●●	東京都千代田区霞が関〇〇	0000000 0000000	×			○	

注: 同じ「役務」であっても「事業者」ごとに分けて記述すること

注: 同じ「事業者」であっても「役務」ごとに分けて記述すること

記載事項	記載方法	変更届出の要否
① 住所	販売代理店様の住所（登記上の本店所在地）	○
② 氏名	法人名及び代表者氏名 ※押印は実印でなく、角印で可。氏名欄を自書した場合は押印省略可	○
③ 法人番号	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号がある場合は、記載する。法人番号がない場合は空欄で可。	○
④ 担当部署名	総務省からの問合せ等を受ける担当窓口となる部署がある場合は、名称を記載する。	×
⑤ 電話番号及びメールアドレス	連絡のとれる電話番号及び電子メールアドレス。「④」がある場合は、当該担当部署の連絡先。ただし、担当部署等の連絡先に頻繁な変更が想定される場合は、代表番号や代表のメールアドレスを記載。	×
⑥ 媒介等の業務に係る電気通信役務	本資料P3に記載の「電気通信役務名称」を記載	○
⑦ 媒介等の業務に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者の氏名又は名称等	販売代理店様が取り扱うサービスの提供元（電気通信事業者）であるアイエフネットの名称・住所・法人番号を記載する。	○
⑧ 委託を受ける電気通信事業者又は媒介等業務受託者の氏名又は名称等	販売代理店様が1次代理店の場合は「⑦」を記載。2次代理店等の場合は委託元の販売代理店名称・住所・法人番号を記載する。	○
⑨ 委託に係る再委託の有無	販売代理店様が他社に再委託している場合は○を記載する。	○
⑩ 媒介等の業務に係る電気通信役務の販売方法の別	該当する販売方法に「○」を記載する。 【店舗販売】 店舗での対面販売 【訪問販売等】 対面販売であるが、店舗販売に該当しないもの 【電話勧誘販売】 電話で勧誘を行う販売方法 【通信販売等】 対面販売ではないもので電話勧誘販売でないもの	○

※ 届出書様式・記載例は総務省Webサイトへ掲載
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/135414.html

(4) 届出内容 (変更・廃止)

変更届出	届出した内容に変更が生じた場合の届出 <ul style="list-style-type: none">・販売代理店の住所（本店所在地）が変更・販売代理店の委託元が変更（二次代理店の場合）・販売代理店が取り扱う電気通信役務が追加された場合・販売代理店の販売方法が追加になった (例：従来訪問販売のみなのが、新たに電話勧誘販売を実施)
廃止届出	届出した業務を廃止した場合の届出

※ 届出書様式・記載例は総務省Webサイトへ掲載

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/135414.html

(5) 総務省への定期的な報告

2021年以降、総務省への定期的な報告が必要です。
総務省が指定するウェブサイトへアクセスしてオンラインで行うことを予定しています。
(郵送で通知する報告用のID等を用いる)

報告事項		報告内容
①	営業所その他の事業所の所在地等	届出者の営業所のうち、店舗販売の形態で業務を行うものの名称や所在地
②	再委託先の媒介等業務受託者	届出者が更に他の販売代理店へ業務を再委託している場合に必要 ・ 再委託に係る電気通信役務の区分及び電気通信事業者の名称 ・ 再委託先の名称、法人番号、連絡先、届出番号
③	参考事項	届出者において、利用者保護のために取り組んでいる事項等がある場合に、その旨を報告。 例：「あんしんショップ認定制度」の認定を受けている場合 等

- (1) 届出方法
- (2) 届出手続きの流れ
- (3) 届出書の提出先

(1) 提出方法

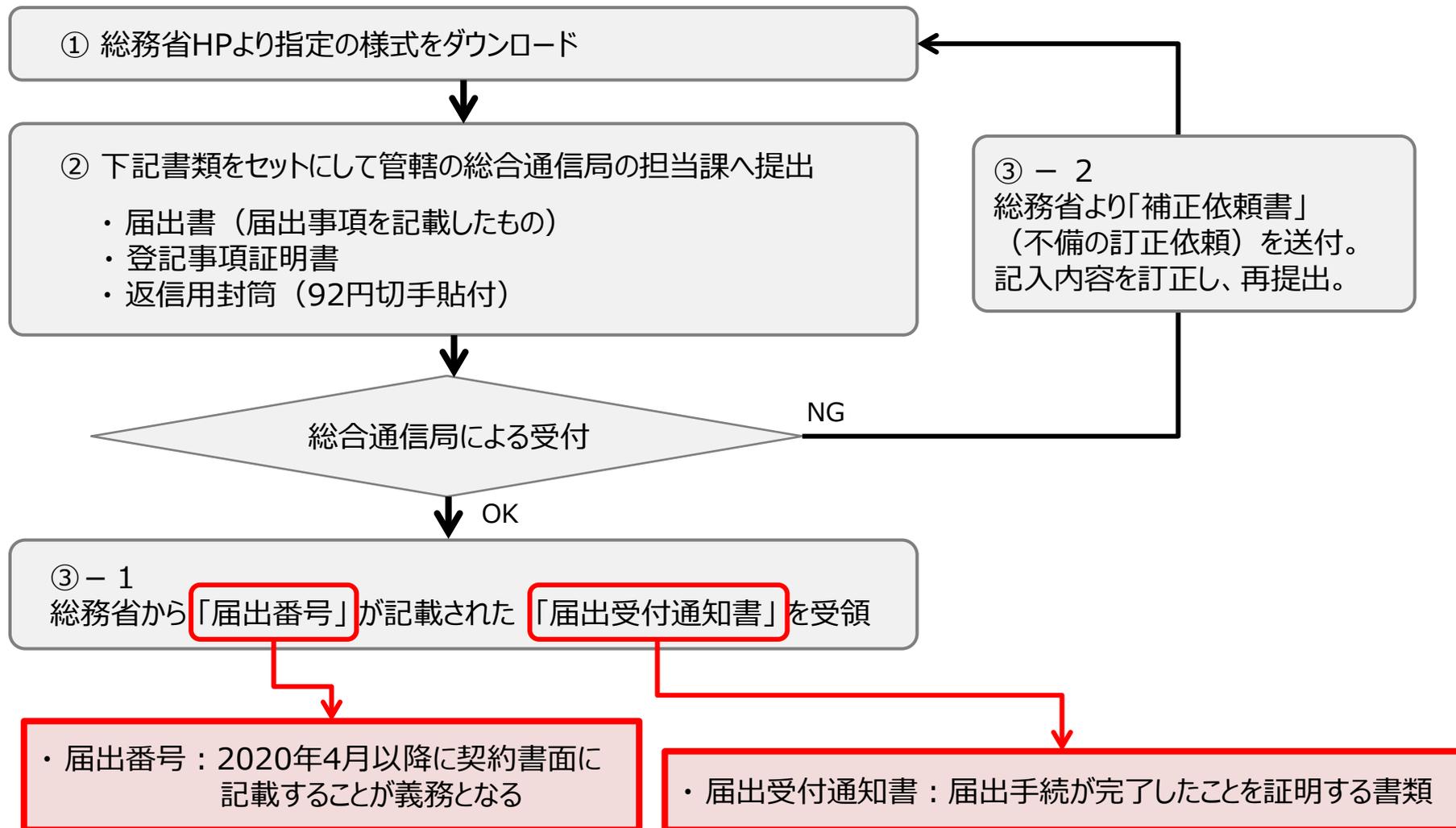
下記3点をセットにして、管轄の総合通信局の担当課に郵送で届出を実施。

必要書類	注意事項
届出様式	指定の様式 (※)
登記事項証明書	届出書に登記事項証明書を添付
返信用封筒 (長型 3号)	届出受付後に、総務省から「届出受付通知書」または「補正依頼書」(不備訂正)を送付する際に使用する封筒。届出者の住所を表面に宛先として記載し、92円切手を貼付

※ 届出書様式・記載例は総務省Webサイトへ掲載

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/135414.html

(2) 届出手続きの流れ



(3) 届出書の提出先

届出書の提出先は、届出者の本店所在地を管轄する総合通信局等の担当課です。
届出手続や届出の要否に関する問合せも、管轄の総合通信局等の担当課に行ってください。

総合通信局等	連絡先	所在地	管轄区域
北海道総合通信局 (電気通信事業課)	011-709-2311 (内線4705)	〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	北海道
東北総合通信局 (電気通信事業課)	022-221-0630	〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町三丁目2-23 仙台第2合同庁舎内(12F~15F)	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、 福島県
関東総合通信局 (電気通信事業課)	03-6238-1677	〒102-8795 東京都千代田区九段南1丁目2番1号 九段第3合同庁舎	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県
信越総合通信局 (電気通信事業課)	026-234-9951	〒380-8795 長野市旭町1108 長野第一合同庁舎	新潟県、長野県
北陸総合通信局 (電気通信事業課)	076-233-4422	〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	富山県、石川県、福井県
東海総合通信局 (電気通信事業課)	052-971-3416	〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿総合通信局 (電気通信事業課)	06-6942-8518	〒540-8795 大阪市中央区大手前1丁目5番44号 大阪合同庁舎1号館	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県
中国総合通信局 (電気通信事業課)	082-222-3377	〒730-8795 広島市中区東白島町19-36	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国総合通信局 (電気通信事業課)	089-936-5042	〒790-8795 松山市味酒町2丁目14-4	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州総合通信局 (電気通信事業課)	096-326-7953	〒860-8795 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県
沖縄総合通信事務所 (情報通信課)	098-865-2302	〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋 B街区 5階	沖縄県

- (1) 提供条件の説明義務
- (2) 説明書面の変更

販売代理店様が販売活動を行うにあたり、下記説明義務があります。

内容		説明
①	事業者の連絡先・名称等	事業者であるアイエフネットの連絡先・名称を説明
②	届出媒介等業務受託者の連絡先・名称等	販売代理店の連絡先・名称を説明
③	勧誘である旨	サービスの勧誘目的である旨を説明
④	電気通信役務の内容	どのようなサービス（一体型の光回線・ISP等）なのか説明
⑤	通信料金等	何の料金がどれぐらいかかるか説明
⑥	契約更新・契約解除に関する事項	何年契約で更新月以降はどうなるか、契約解除時の解約違約金等を説明
⑦	初期契約解除に関する事項、確認措置に関する事項	契約書面の受領日を初日とする8日間が経過するまで、利用者の都合により契約を解除できる旨を説明

< 禁止事項 >

1. ①～③を説明せずに勧誘する行為を禁止
2. 不実告知・事実不告知の禁止（「故意に事実を伝えない」「事実と異なる虚偽の説明を行うこと」を禁止）
3. 勧誘継続行為の禁止（利用者が契約を締結しない旨の意思表示をしたにも関わらず、勧誘を継続することを禁止）

2020年4月以降、契約書面を変更いたします。

契約書面への届出番号記載

販売店

株式会社 ●●●●●●●●●●

(代理店届出番号：第 00000000 号) ①

営業所名：●●営業所 担当者名：●●●●

営業所住所：〒●●●●-●●●●

●●●● 県 ●●●● 市 ●●●●

サービス提供事業者

届出電気通信事業者 届出番号 A-15-6120 ②

株式会社 アイエフネット

〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台2丁目2番地
御茶ノ水杏雲ビル4F

電話番号：0570-666-216
受付時間：10：00～17：00（平日のみ）

- ① 販売代理店様名称、連絡先、「届出番号」（総務省へ届出後、返送される「届出受付通知書」へ記載）を掲載
- ② 電気通信事業者であるアイエフネットの名称、連絡先と電気通信事業者の届出番号を記載

従来のご利用案内書

契約書面の追加

重要事項説明

P12に記載の説明義務を
「重要事項説明」として追加

